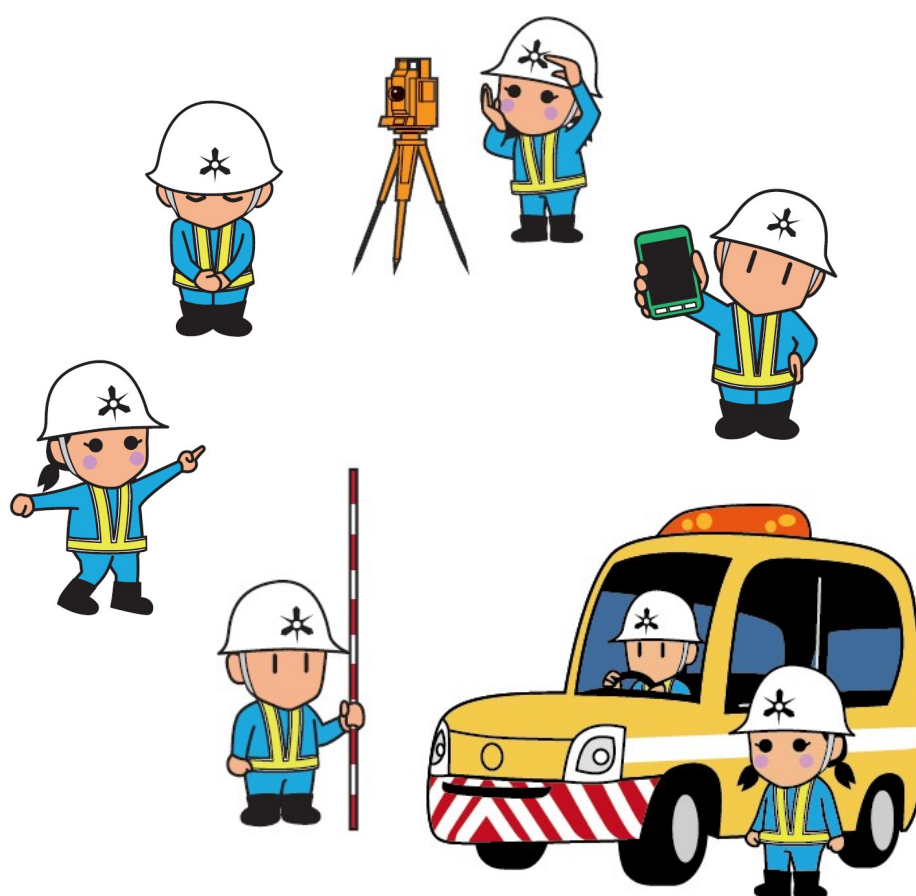


みんなで守る“みち・かわ・みどり” 京のまち

～公共土木施設の維持管理に係る市民協働推進指針～



平成29年3月



京都市
CITY OF KYOTO

内容

1. 推進指針策定の背景と目的	1
1.1. 背景と目的	1
上位計画・関連計画との位置づけ	2
1.2. 取組期間	3
1.3. 対象範囲	3
2. 維持管理や市民協働の現状と課題	4
2.1. 維持管理の現状と課題	4
2.2. 市民協働活動の現状と課題	6
3. 基本的な考え方と取組の柱（案）	10
3.1. 基本的な考え方	10
3.2. 目指すイメージ	10
3.3. 取組の柱	11
4. 市民協働の実現に向けた職員に対する行動指針	13
■柱1：ICTを活用した維持管理の見える化	13
■柱2：情報提供の充実	14
■柱3：市民とのコミュニケーションの促進	15
■柱4：市民と行政との連携の強化	16
■柱5：行政の人的・物的資源の活用	17
施策の具体的な内容	18
□施策1：公共土木施設の損傷箇所を通報できるアプリの構築・運用	19
□施策2：維持管理に係る情報発信内容（コンテンツ）の強化	21
□施策3：情報発信方法の強化	22
□施策4：土木事務所等の啓発活動の実施	23
□施策5：維持管理に関する講習会や意見（情報）交換の実施	24
□施策6：市民協働によるパトロールの実施	26
□施策7：既存団体等との連携	27
□施策8：自主活動な活動を進めるための物的支援の充実	28
□施策9：自主活動な活動を進めるための人的支援の充実	29
5. 主な実施スケジュール	30

1. 推進指針策定の背景と目的

1.1. 背景と目的

本市の保有する公共土木施設（舗装や排水施設等の道路施設，護岸等の河川施設，遊具や樹木等の公園施設）は，市民生活の基盤や地域住民の交流の拠点等として重要な役割を果たしているとともに，市民の安全で安心な暮らしを形成するうえで，欠くことのできない施設です。

市民生活の基盤となる公共土木施設数は着実に増加しており，過去に整備された既存施設の老朽化の進行と更新時期の集中を考えると，今後，補修の必要な箇所が増加していく状況にあることから，**新たな維持管理のあり方を検討すべき時期**にきています。

一方，これまでも個人や自治会等多くの市民の皆様が，道路の除草や，側溝の泥あげ，公園の清掃等，維持管理の一端を担っていただいています。

また，平成28年5月から運用を開始した「みつけ隊アプリ※」からも，公共土木施設の損傷箇所の投稿や，市民の皆様の自主的な清掃活動等の様子が投稿されており，あらためて，本市の市民力・地域力の高さ，私たちが暮らす京都というまちへの愛着の強さ，を感じています。

そこで，市民の皆様の京都への愛着を公共土木施設への愛着につなげ，公共土木施設の維持管理においても，市民力や地域力を最大限にいかし，市民と行政が共に汗を流し協働する市民協働型の維持管理の実現に向けて，本市が取り組む具体的な行動指針を定める「公共土木施設の維持管理に係る市民協働推進指針」を策定します。

※みつけ隊アプリ…公共土木施設の損傷を写真や位置情報付きで投稿できるスマートフォン用アプリ

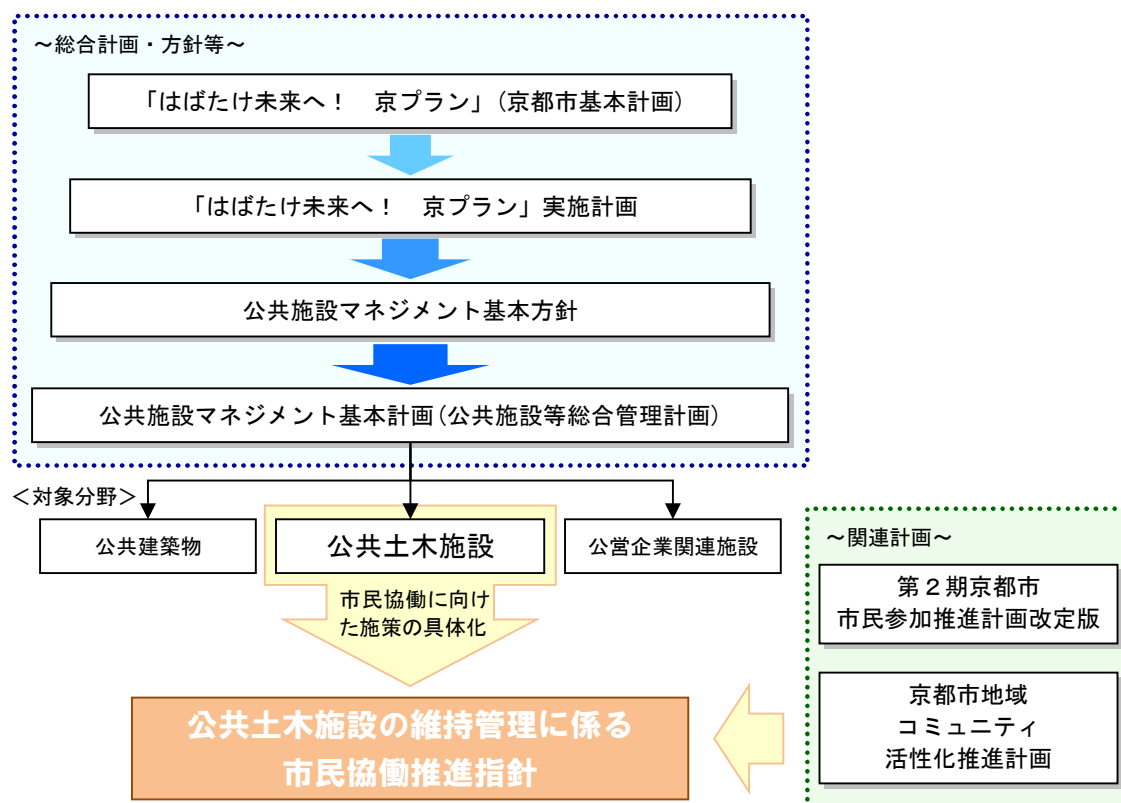
これまで行政が中心に行ってきた公共土木施設の維持管理と言う分野でも…

『市民と京都市がお互いの知恵と力をいかした，市民協働型の維持管理を目指す。』

第2期 京都市市民参加推進計画改定版（平成28年3月策定）引用

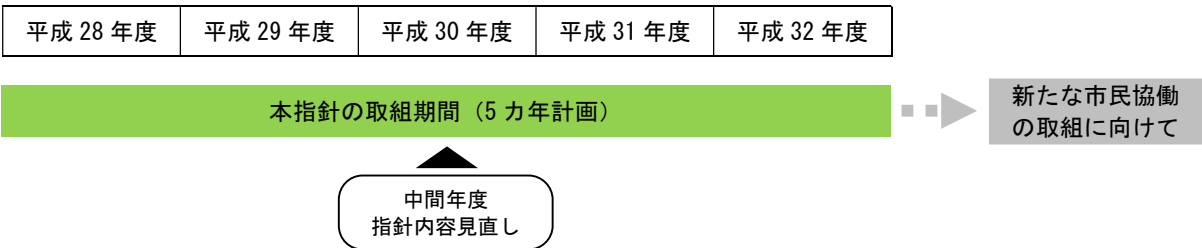
上位計画・関連計画との位置づけ

本指針は、本市の公共施設のマネジメントの具体的な取組方策等を掲げた「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成 27 年 3 月策定）を踏まえ、基本計画で示されている「共通事項 指針 2 市民力・地域力など京都の強みを生かしたマネジメントの推進」について、市民協働の実現のための具体的な実施施策を定めるものです。



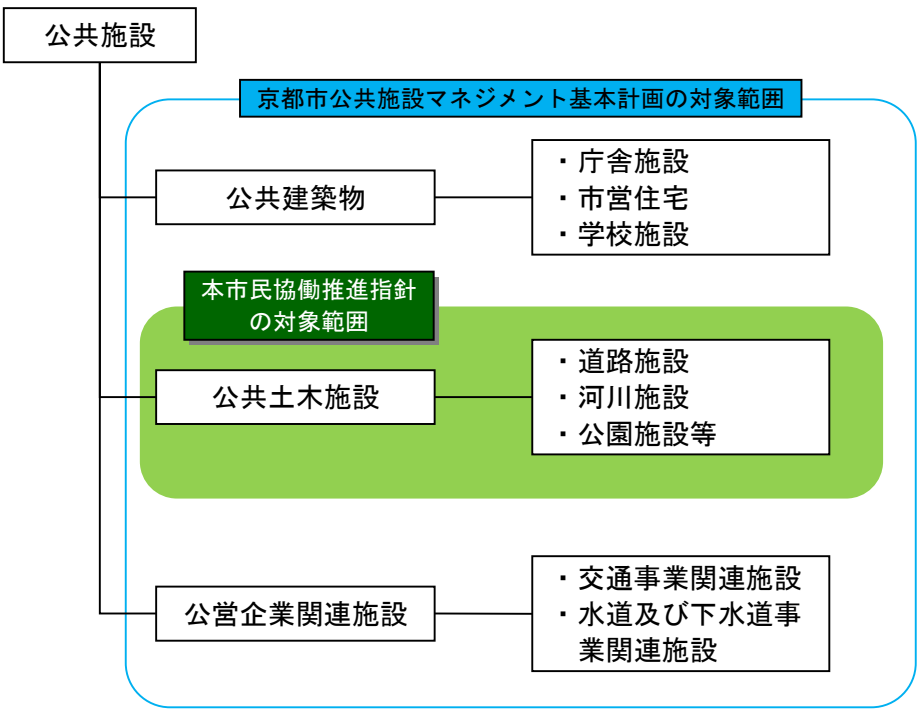
1.2. 取組期間

本指針の取組期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。なお、取組期間の中間年である平成 30 年度に本指針内容の進捗状況などを検証し、必要に応じて指針内容の見直しを行います。



1.3. 対象範囲

本指針の対象範囲は、本市が保有する公共施設のうち、公共土木施設とします。



2. 維持管理や市民協働の現状と課題

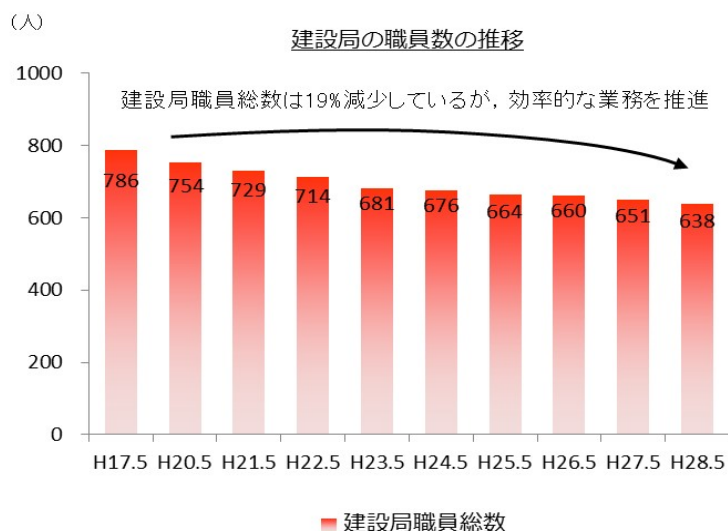
2.1. 維持管理の現状と課題

2.1.1. 維持管理に係る職員数と予算

本市建設局の職員数は約 640 人であり、年々減少傾向にあります。限られた職員数で効率的な維持管理を推進しているところです。

また、建設局全体の予算が年々減少している中で、10 年前と比較し維持管理関係の予算は 26% 増加しており、公共土木施設が一斉に更新時期を迎える状況を踏まえ、財政状況が厳しい状況においても維持管理費の確保に努めています。

今後も、進行する老朽化に対し、施設の更新・修繕を行い、更に安心安全なまちとなるよう市民の皆様と取り組んでいきたいと考えています。



2.1.2. 本市の主な都市基盤施設の現状

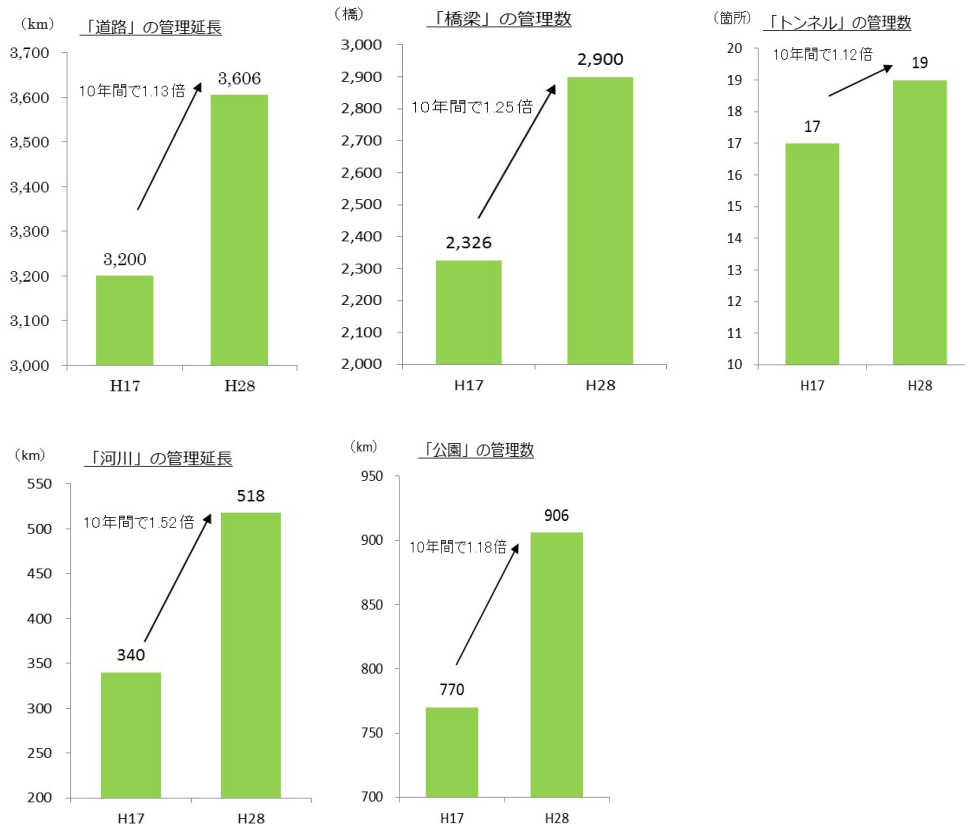
■管理数の推移

本市が管理する都市基盤施設の管理数は（平成 28 年度時点）、道路施設では、認定道路延長は約 3,606km、橋梁は約 2,900 橋、トンネルは 19 箇所あります。河川施設では河川が約 518km、公園施設では公園が 906 箇所等あります。

10 年前と比較して、道路管理延長で約 1.1 倍、河川管理延長で約 1.5 倍、公園の管理数では約 1.2 倍増加しています。より良い市民生活、安全で安心な暮らしの実現に向けて、今後も都市基盤施設の整備が進められることで、管理数は増加する傾向にあると考えられます。

		H17	H28
道路	(km)	3,200	3,606
橋梁	(橋)	2,326	2,900
トンネル	(箇所)	17	19
河川	(km)	340	518
公園	(箇所)	770	906

資料：建設局運営方針及び建設局事務事業概要より作成



2.2. 市民協働活動の現状と課題

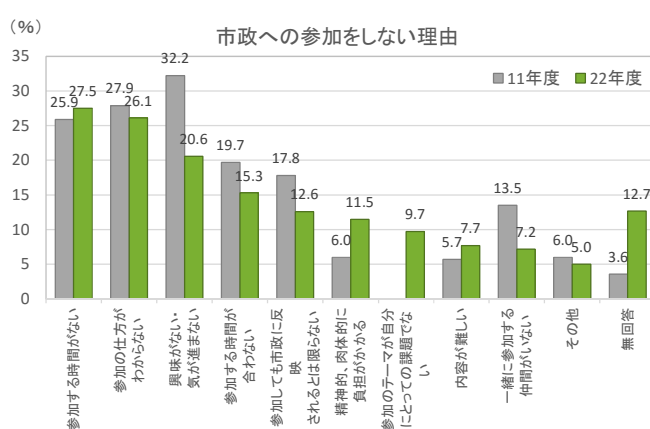
2.2.1. 市政総合アンケート調査整理

本市の維持管理分野における市民協働活動の実現に向けて、市政総合アンケート調査から市民意向等を整理し、本市で市民協働維持管理を進めるに当たっては、次に示すような知見が得られました。

(1) 市政への参加ができない理由は、参加する時間がないことと、参加の仕方が分からないこと

市政総合アンケート調査結果によると、「市政への参加をしない理由」については、「参加する時間がない」、「参加の仕方が分からない」の回答率が高くなっています。

市民が参加しやすいようにするには、時間の制約が緩やかな取組、参加方法が分かりやすい取組が必要と考えます。

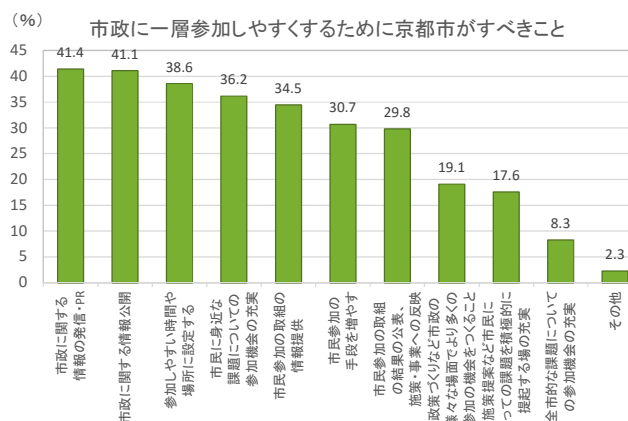


資料：市政総合アンケート（平成 11 年度，平成 22 年度）

(2) 情報発信の充実が、市政参加がしやすくなる取組の一つ

同様に、市政総合アンケート調査結果によると、「市政に一層参加しやすくするために京都市がすべきこと」については、「市政に関する情報の発信・PR」や「市政に関する情報公開」「参加しやすい時間や場所に設定する」の回答率が高くなっています。

市民活動の促進・継続に向けては、情報の扱い方が重要であり、時間や場所の制約が少ない施策が望まれていることを前提に、検討を進めることが重要であると考えます。



資料：市政総合アンケート（平成 22 年度）

2.2.2. ワークショップの意見整理

平成 27 年度に実施したワークショップでは、土木のイメージは「知識や技術的な部分で、専門性が高い」、また、維持管理に対しては「参加の仕方が分からない」、「情報がない」という意見が多くあるなかで、維持管理分野の市民協働に関して市民から次のような意見が出てきました。

維持管理分野の市民協働の実現に当たっては、「市民ができること・していいことの明確化」「参加や継続のためのインセンティブ付与」「市役所側とのコミュニケーション強化」「講習会などにより知識・技術の習得」「他の市民活動の実施状況など、情報をもっと提供」など、土木に関する情報提供の充実や**職員と市民との距離感を近づけることが肝要**といった点を指摘いただきました。

<市民協働が難しいと思われることについて>

- ・ 本当に自分たちでやってよいのか、不安だからできない。
- ・ 勝手にやったときに第三者からのクレームがあるかもしれないので不安。
- ・ 活動するための機材がない。
- ・ つくらなあかん、やらなあかん、探さなあかん、のはハードルが高い。
- ・ 市民がやっていいところ（範囲）の線引きが分かりにくい。

<市民へのインセンティブ>

- ・ 公園愛護会など、頑張っているところ・いいところを褒める仕組み
- ・ 市民活動の好事例の紹介や市民のできる事のメニュー化を行う

<市民同士や市民と行政のつながりの必要性>

- ・ 予算がなくても続けられるように、横のつながり、人的ネットワークの構築が必須。
- ・ 自治会長と、土木事務所の所長、維持管理に関わる人間と話し合い
- ・ 話しやすい場をたくさん設ける。肩書きはらずして、対話できる場をたくさん持てれば。

<市民協働の実現に向けた取り組み案>

- ・ 成果の可視化の必要性。分かりやすくする。見たくなると思わせる取組。
- ・ 行政が市民の背中をしっかりと支える。
- ・ 講習会を開催して、専門的な道具の使い方も学べるようにする。
- ・ 半日や 1 日使って清掃活動ではなく、ちょっとずつでも普段から気軽に活動できるように。

<イベント形式での実施案>

- ・ クリーンウォーキングと同じような感じで実施する
- ・ 地域で土木の日（アプリのオフ会）や土木ツアーを。周辺の歴史の紹介もしては。
- ・ 重機（ホイールローダー、ブレーカー）やパトロール車などを利用したイベントの開催。まずは、子どもも巻き込んだイベントから。社会見学や、学区へ出張し、学校内で体験。

<情報発信の強化>

- ・ 回覧板でPR、町内の掲示板、市民しんぶんをもっと活用。
- ・ 市民しんぶんに、メンテナンスゲームをクイズにして掲載。
- ・ そもそも土木事務所を知らない人が多いので、土木事務所がどんなところなのか知らせる。
- ・ 美化活動（花など）など、どのような市民活動が行われているか教えて欲しい。

2.2.3. 土木事務所のアンケート整理

維持管理分野で市民協働を実施する際の、土木事務所が考える課題としましては、土木事務所側の人的リソース不足、市民が安全に活動できるための体制が整っていない、過疎化・高齢化による地域力の低下等が挙げられました。

そのため、まずは本市の土木事務所側の支援体制の確保（体制、知識等）を図り、市民協働の実施は、全市一斉に実施するのではなく、モデル地区等を定め、順次拡大していくことが望ましいと考えられます。

2.2.4. 市民参加推進フォーラムからの提言

市民参加推進フォーラムから、「新たな市民参加推進計画策定に当たっての提言書」として市民参加の促進に向けた提言書が平成 23 年 2 月に提出されました。この提言書では、「政策・施策の形成過程の「見える化」(可視化)」や「情報提供の大切さ」「多様な主体をつなげるための行政支援」「庁内における経験共有の場の充実」などについての重要性が改めて提示されています。

市政参加 市政参加の制度は相当整ってきて、取組も蓄積されてきたが、経験した市民がまだ少ないので、活用してもらうための運用の課題がある。今後は、全体として新しい制度を構築するよりも、これまで導入した制度がその趣旨を十分果たすよう、運用や情報提供の工夫、人材の育成を行うことで、市民の関心の高い課題抽出、政策検討での参加を充実させることが必要。 ● 政策・施策の形成過程の「見える化」(可視化) ● 制度を知らずに参加していない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける取組の推進 ● 障害者、外国籍市民、子育て世代などが参加できる取組の充実 ● 課題抽出での取組の充実 など	情報提供と公開 行政は、参加を支える情報を広く多くの市民に提供・公開するとともに、市民と行政、市民同士が情報を共有できるように取り組む必要がある。特に、必要な情報を届ける・たどり着ける情報提供のため更なる工夫を。 ● 市民の関心を参加へつなぐ取組の推進 ● 制度を知らずに参加をしていない市民や参加の時間のない市民にも情報を届ける取組の推進 ● 様々な参加の手段があることの市民への周知 ● 転入した市民にも市民参加を促す取組の推進 など
市民活動 市民(地縁・志縁組織)だけでなく、企業・事業者、大学、寺社などとの協働を進めることや、これら多様な主体の活動をつなぐことで、市民活動を更に活性化していくことが必要。 ● 行政が各主体と協働を進める取組 ● 多様な主体をつなげるための行政支援 ● これからの協働社会のあり方を市民主体で考え、決める取組 など	行政における庁内の推進体制 参加の意義と楽しさを知る市職員を増やす。そのために、参加を経験する機会や研修を通じ能力の向上を図るとともに、各所属や市議員に蓄積されている市民参加に関するノウハウや事例の共有化を図るなど、庁内の連携強化に向けた取組が必要。 ● 庁内における経験共有の場の充実 ● 市民活動の事例や他都市での事例などを学ぶ研修の場の充実 ● 市民参加の体験の機会の充実 など

また、第二期京都市民参加推進計画改定に当たっても、平成 27 年 11 月に提言書が提出され、よりよい未来を創り上げるためには、市民がこれまで以上に市政やまちづくりに積極的に役割を果たすとともに、市民が京都市の様々な主体と共に、知恵と力を出し合い行動する「協働型社会」へ更にシフトする必要があることを示しています。

その中で、「情報のオープン化・情報提供の工夫」、「市民と職員の対話の機会を充実」「取組成果をわかりやすく伝える」「各局区及び職場レベルの市民参加マネジメントの強化」などの必要性を指摘しています。

市民との未来図・課題の共有 ・ 市民と未来像・課題を共有する上で必要となる情報を全てオープン ・ 市民が市政やまちづくりを「自分ごと」「みんなごと」として感じられるよう、わかりやすい情報提供の工夫 ・ 市民と職員の対話の機会を充実	市民の市政への参加の推進 ・ 政策形成や決定過程を最大限透明化し、市政参加の情報を提供 ・ あらゆる市民が参加できるよう、市政参加のバリアフリー化 ・ 子どもの頃から「自分たちのまちの未来は自分たちで創る」という意識が育まれる機会の創出や教育に取り組む ・ 市民参加の取組の結果を検証し、市民にわかりやすく伝える
市民のまちづくり活動の活性化 ・ まちづくり活動が「自分ごと」「みんなごと」として認識してもらえるよう情報発信を支援 ・ 市民が気軽に参加できる「まちづくり活動への入口」を更に充実 ・ 市民参加が一層進むよう、企業への啓発や環境整備等に取り組む	推進体制 ・ 各職場レベルに市民参加推進の役割を担う職員を置くなど、各局区及び職場レベルの市民参加マネジメントを強化 ・ 市民参加を推進するための体系立てた職員育成 ・ 市民参加、市民のまちづくり活動の推進の要として区役所・支所を位置づけ、その機能を一層強化し、区役所・支所は庁内外の連携体制をさらに強化

3. 基本的な考え方と取組の柱（案）

3.1. 基本的な考え方

公共土木施設の維持管理とは、施設が正常に機能するために点検・補修・修繕等を行うことであり、適切に維持管理することで、平常時には市民の暮らしを支える基盤となり、災害時には市民のいのちを守るための役割を果たすものとなります。

そのため、本指針の理念は、基本方針でも掲げられている「**市民のいのちと暮らしを守る**」ことを大前提とし、基本的な考え方としては「**市民が参加して実現する安全・安心にさせるまち**」とします。

3.2. 目指すイメージ

本指針では、市民と京都市がお互いの知恵と力をいかした、市民協働型の維持管理を目指すため、まずは5年後（平成32年度）に目指すイメージを定めました。

また、これらの姿を実現するうえで、土木事務所の認知度向上も必須となります。

公共土木施設の補修の優先順位（緊急性や重要性等）や
補修方法等の管理レベルを官民が共有し相互理解が図れている。

道路の維持管理においては、「利用者の安全は確保されているか」、「2次災害が起こらないか」、「交通への影響はどうか」等、緊急度や重要度から優先順位を付けて補修を行っていますが、これら優先順位の考え方や補修の方法について、市民の皆様と共有し相互に理解し合えるよう取組を進めます。

「自分ごと」、「みんなごと」として自主的な活動が広がり、
自分たちのまちを守る意識が浸透している。

これまでから市民の皆様が自ら取り組まれてきた、除草や清掃等の自主的な活動が広がり、自分たちのまちを守る意識が市民の皆様に浸透していくことを目指します。

3.3. 取組の柱

公共土木施設の維持管理という分野は、市民にとってはなじみがなく専門性の高い分野とされています。

そのため、市民協働の実現に向けては、また、市民協働が継続して実施できるように「**市民が誰でも参加できる仕組み**」「**維持管理に対して、市民が学べる場を提供**」「**市民の実際の活動の支援**」「**市民と行政との繋がりの強化**」「**維持管理に関する情報を市民へ積極的に伝える**」という観点が重要になってきます。

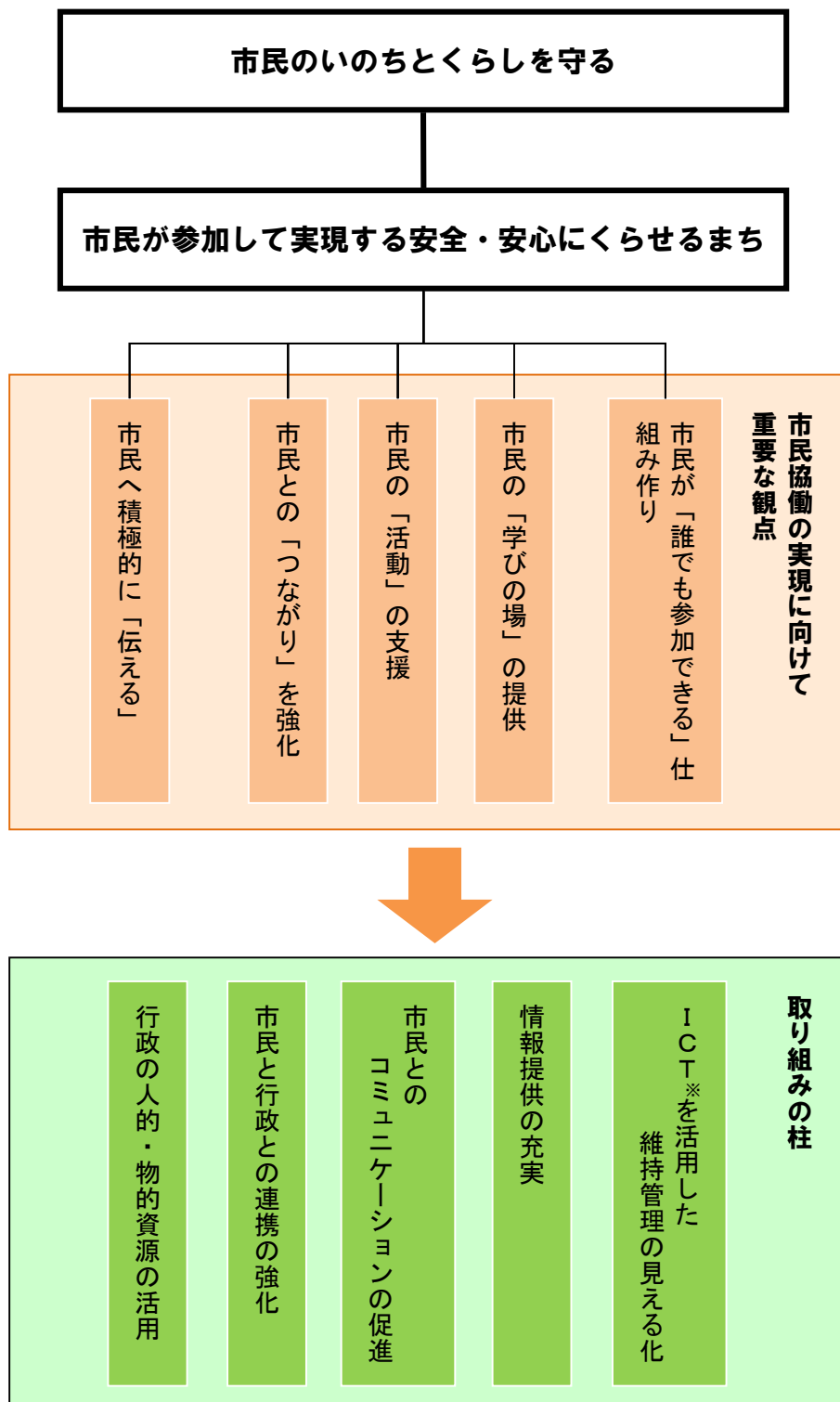
<市民協働の実現に向けて重要な観点>

- ・ 観点1：市民が「誰でも参加できる」仕組み作り
- ・ 観点2：市民の「学びの場」の提供
- ・ 観点3：市民の「活動」の支援
- ・ 観点4：市民との「つながり」を強化
- ・ 観点5：市民へ積極的に「伝える」

そこで、市民協働の目指すイメージの実現と、上記の重要な観点を踏まえて、市民協働を実施する際の取組の柱を次のように設定します。

<取組の柱>

- ・ 柱1：ICTを活用した維持管理の見える化
- ・ 柱2：情報提供の充実
- ・ 柱3：市民とのコミュニケーションの促進
- ・ 柱4：市民と行政との連携の強化
- ・ 柱5：行政の人的・物的資源の活用



※ICT…情報通信技術（Information and Communication Technology の略）

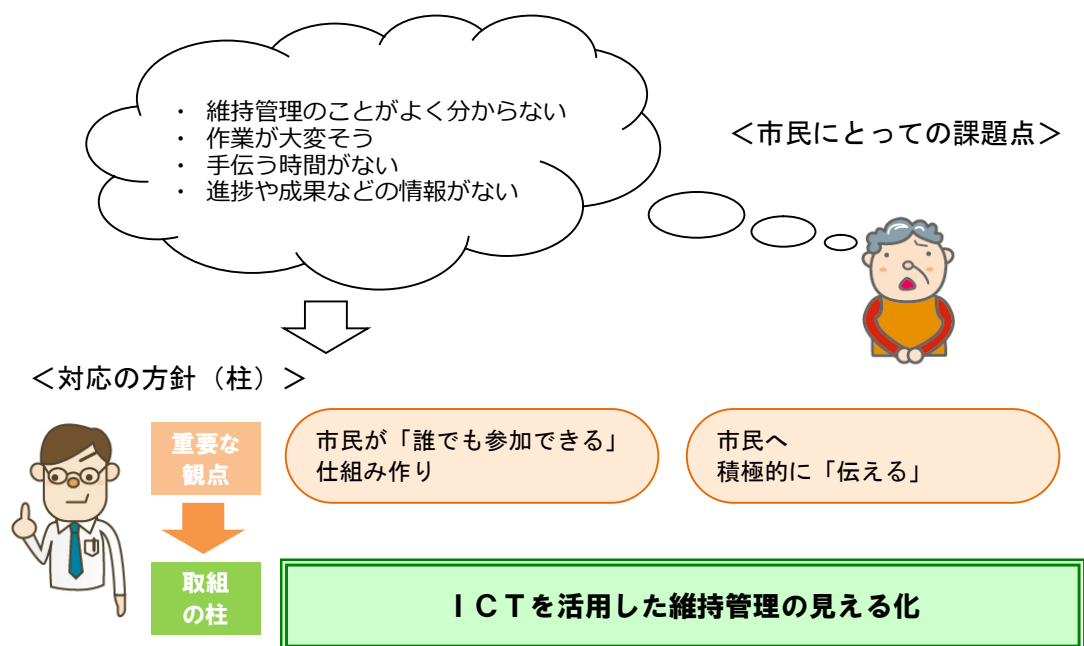
4. 市民協働の実現に向けた職員に対する行動指針

■柱1：ICTを活用した維持管理の見える化

公共土木施設の維持管理分野に係る市民協働の実現に際しては、市民側からすると、維持管理に参加しようとしても「土木事務所や維持管理のことがよく分からない」「作業が大変そう」「手伝う時間がない」といった指摘や、「参加しても、その後の進捗や成果などの情報がない」といった**市民へのフィードバック不足が指摘されています**。

そこで、近年、保有率が高まっている携帯端末（携帯電話、スマートフォン等）を活用することで、本市の維持管理状況が“いつでも・どこでも”入手可能になり、また、難しい専門知識がなくても“いつでも・どこでも・だれでも”参加できるようにすることで、**市民からの積極的・自主的な参加を目指します**。

また、携帯端末も含めた情報通信技術（ICT）は、行政サービスの迅速化・効率化・正確性確保の面でも導入が進んでおり、公共土木施設の維持管理の分野でも最新の情報端末技術を積極的に活用することで、迅速化・正確性確保等の効果も期待できます。



具体的には、市民から公共土木施設の不具合箇所などを通報できるスマートフォン用のアプリケーション（以下、アプリ）の開発を行い、公共土木施設の維持管理の進捗状況の共有化や、補修に係る優先順位付けについて、市民に理解を促す取組を進めます。

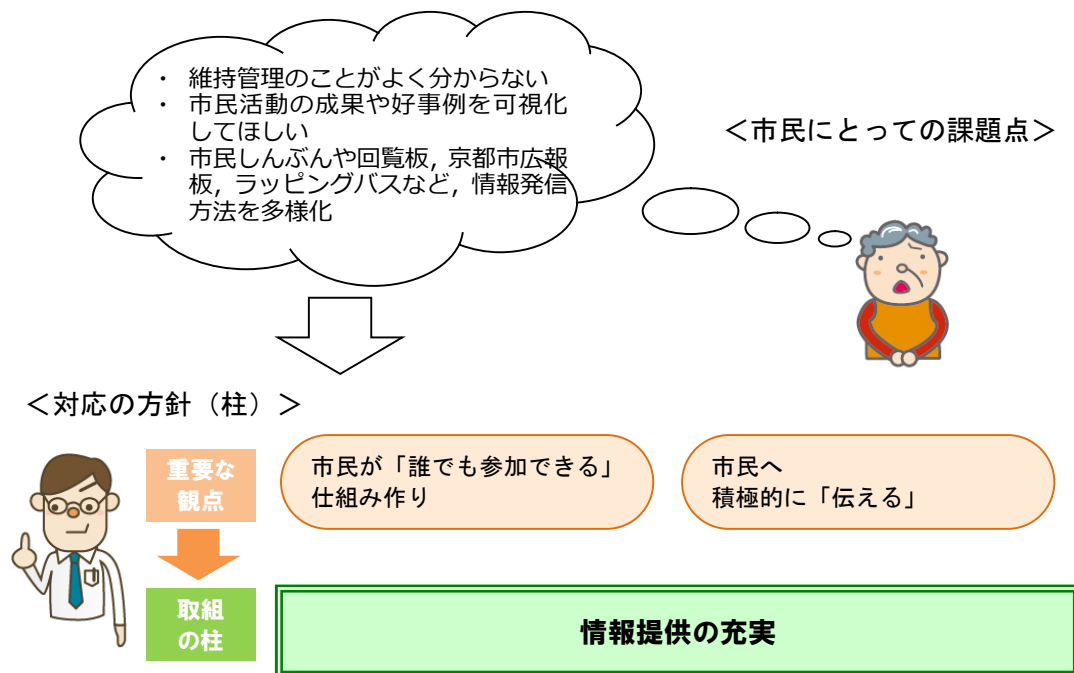
<施策メニュー>

- ・ 公共土木施設の損傷箇所等を通報できるアプリの構築・運用

■柱2：情報提供の充実

公共土木施設の維持管理分野に係る市民協働の実現に際しては、行政からの情報発信が不足している点が課題として指摘されています。発信する情報の内容についての指摘だけでなく、市民しんぶんの活用など情報を発信する媒体や、市民活動を紹介するような情報提供についても要望が挙げられています。

そこで、公共土木施設の維持管理に関して、**市民の理解をより深めるために**、また、より多くの市民が自主的な活動に参加しやすいように、情報提供の充実（情報のコンテンツと発信方法）を図ります。



具体的には、情報コンテンツの充実として、市民が自主的に活動するに当たって必要とする情報を、アプリ等を用いて発信していきます。また、情報発信方法の充実として、本市の維持管理状況や市民活動の実施状況などを、インターネットや市民しんぶんなどの複数媒体を活用して、市民が入手しやすい情報発信を行います。

<施策メニュー>

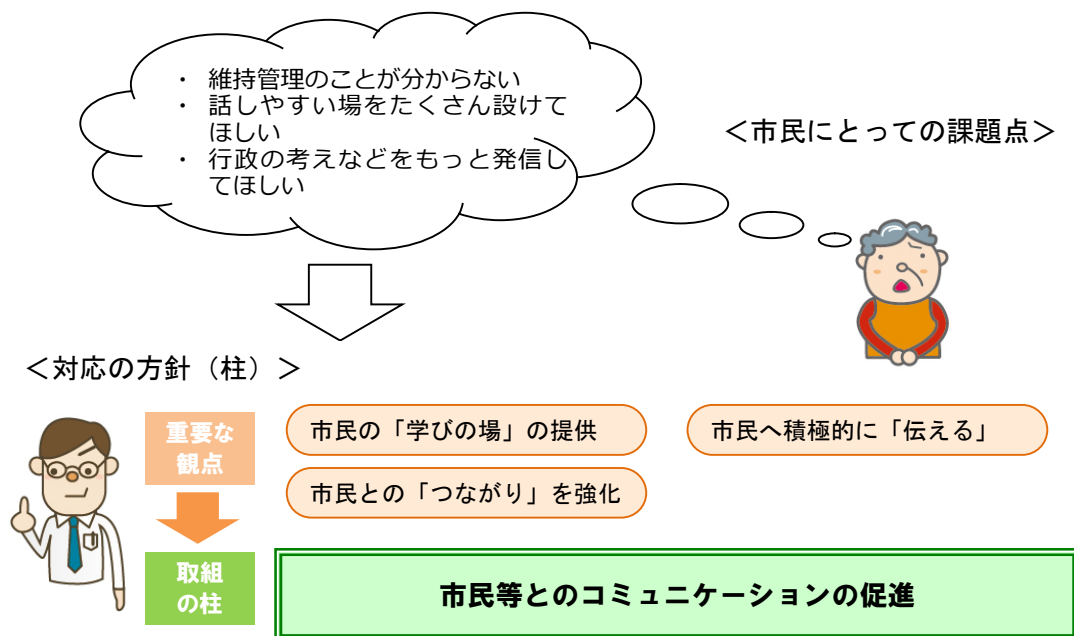
- ・ 維持管理に係る情報発信内容（コンテンツ）の強化
- ・ 情報発信方法の強化

■柱3：市民とのコミュニケーションの促進

本市が管理する公共土木施設の施設数や延長数は増加傾向にあるものの、財政状況が厳しい現状において、維持管理の面で、行政の人的資源だけでは全てを網羅することは難しい状況にあります。

そのため、安全・安心にくらすことができるまちを実現するためには、行政だけではなく市民と協働して、まちを守る取組を実施していくことが必要不可欠と考えますが、公共土木施設の維持管理に対する市民からの認知度や理解度はそれほど高くありません。市民からも「土木事務所や維持管理のことがよく分からない」「話しやすい場をたくさん設けてほしい」「行政の考えや気持ち、困っていることをもっと発信してほしい」などと、行政とのつながりを強くし、理解を深めたいという意見が出ています。

そこで、イベント等で維持管理業務への理解を深めていただく啓発活動を行うとともに、市民と直接対話できる機会を増やし、それぞれの立場を尊重しながら市民と行政とのより一層のコミュニケーションを図ることで、市民協働による維持管理の促進（自主活動の促進等）を目指します。



具体的には、ふれあい祭りなど、地域の各種イベントへ積極的に参加し、本市の維持管理の状況を発信していきます。また、インターネット上で情報交換する場の構築などにより、市民が土木に触れる機会や職員と対話する機会を増やし、市民等とのコミュニケーション強化を図ります。

＜施策メニュー＞

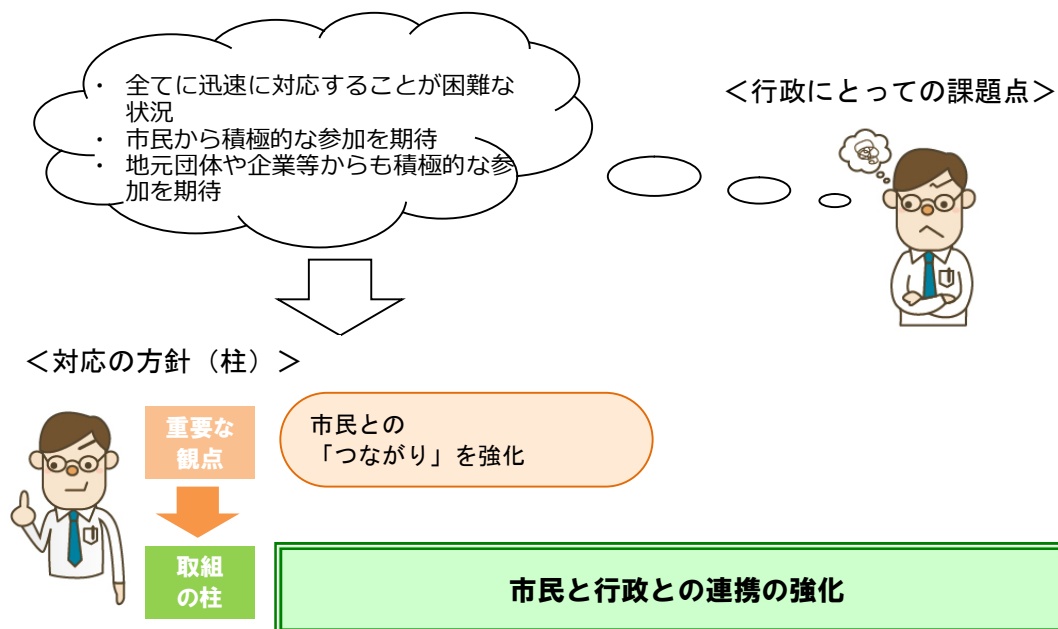
- ・ 市民協働の啓発活動の実施
- ・ 維持管理に関する講習会や説明会の開催
- ・ 意見交換や情報交換が出来る場の構築

■柱4：市民と行政との連携の強化

本市の公共土木施設の維持管理は、道路や公園等の美化清掃活動など一部では市民と協働して実施している事例もありますが、多くは行政が担っており、職員によるパトロールや市民からの通報を基に補修等を行っています。

しかしながら、補修が必要となる箇所は数多くあり、緊急性の高い事象が優先されることはもちろんのこと、実施スケジュールに沿った順番があるなど、全ての箇所を即座に対応することは非常に困難な状況にあります。

そこで、公共土木施設における市民協働型の維持管理を目指し、行政のみで行うのではなく、市民からも積極的・自主的な参加ができるように、市民や地元団体・企業等との連携を強化し、公共土木施設を行政だけではなく市民の力も加えたオール京都で支え、安全で安心にらせるまちの確保に努めます。



具体的には、パトロールや美化清掃の活動の市民協働の実現、地縁組織や市民活動団体等の地元団体等との連携強化などの実現を目指します。

<施策メニュー>

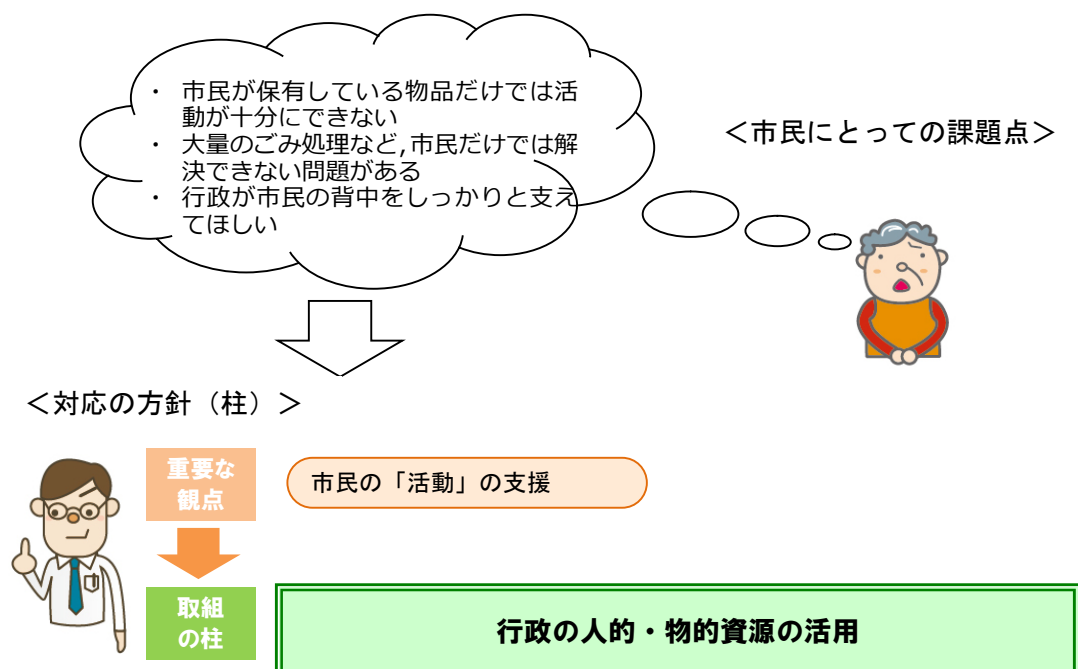
- ・ 公共土木施設のパトロールの協働実施（アプリを活用しながら）
- ・ 地元団体等との連携

■柱5：行政の人的・物的資源の活用

市民の自主的な活動を行うに当たっては、「市民が保有している物品だけでは活動が十分にできない」ことや、活動時に出てきたゴミや発見物の取扱いなど「市民側だけでは解決できないことがある」、「行政が市民の背中をしっかりと支えてほしい」などといったヒト・モノの両面での支援が望まれています。

一方で、物的な面に限ると、土木事務所が保有している、草刈り機等の用具については、市民に貸出した場合の万が一のけがへの対応などが十分ではなく、貸したくても貸し出すことができない現状にあります。

そこで、市民の自主的な活動が円滑に実施できるよう、各土木事務所による人的支援と物的支援の充実を図るようにします。



具体的には、従来から実施しているほうき等の用具や補修材料の貸出し、ゴミを収集するための袋の提供等の継続・促進を図るとともに、自主活動の現場への職員の派遣、技術的相談・支援等の人的なサポートを充実させ、市民の自主活動が円滑に実施できるよう取り組みます。

<施策メニュー>

- ・ 自主的な活動を進めるための物的支援の充実
- ・ 自主的な活動を進めるための人的支援の充実

施策の具体的な内容

公共土木施設の維持管理における市民協働の実現に向けて、具体的な施策の内容を以下のとおり整理しました。なお、施策・取組の詳細は次頁以降に示します。

柱	施策	取組
ICTを活用した維持管理の見える化	施策1：公共土木施設の損傷箇所を通報できるアプリの構築・運用	
	取組1：アプリの構築・運用	実施済
	取組2：損傷箇所における調査過程や対応状況の可視化の促進	充 実
	取組3：公共土木施設のパトロールの協働実施（アプリを活用しながら）	★新規
情報提供の充実	施策2：維持管理に係る情報発信内容（コンテンツ）の強化	
	取組4：土木遺産※やまちの土木施設を知る機会の創出	★新規
	施策3：情報発信方法の強化	
	取組5：アプリを活用した“土木”や“維持管理”に係る情報発信等の実施	充 実
市民とのコミュニケーションの促進	施策4：土木事務所等の啓発活動の実施	
	取組7：市民が集まるイベントへの参画など	充 実
	施策5：維持管理に関する講習会や意見（情報）交換の実施	
	取組8：維持管理作業に関する説明会の実施	★新規
	取組9：出前講座・市政出前トークの実施	★新規
	取組10：意見交換や情報交換ができる場の構築	★新規
市民と行政との連携の強化	施策6：市民協働によるパトロールの実施	
	取組3：公共土木施設のパトロールの協働実施（アプリを活用しながら）	★新規
	施策7：既存団体等との連携	
	取組11：市民・企業・事業者などの既存団体と連携した公共土木施設を守る取組の実施	充 実
行政の人的・物的資源の活用	施策8：自主的な活動を進めるための物的支援の充実	
	取組13：ボランティア袋配布の継続	継 続
	取組14：用具、補修材料の貸出し等の継続・充実	充 実
	施策9：自主的な活動を進めるための人的支援の充実	
	取組15：自主活動に係るゴミ等の回収の継続	継 続
	取組16：自主活動への職員派遣（現場への派遣、技術的支援）	★新規

※土木遺産…七条大橋や琵琶湖疏水発電施設等の歴史的土木構造物

□施策1： 公共土木施設の損傷箇所を通報できるアプリの構築・運用

最新の情報通信技術を取り入れたスマートフォン用アプリ「みっけ隊（美しい京のまちを守る応援隊）」を導入することにより、市民から公共土木施設の修繕等が必要な損傷箇所や状況を電子情報で収集します。

取組1	アプリの構築・運用	誰でも	学び	活動
		つながり		伝える

概要

公共土木施設の不具合や修繕等が必要な箇所の状況を、行政に投稿できるスマートフォン用アプリ「みっけ隊（美しい京のまちを守る応援隊）」を構築・運用します。

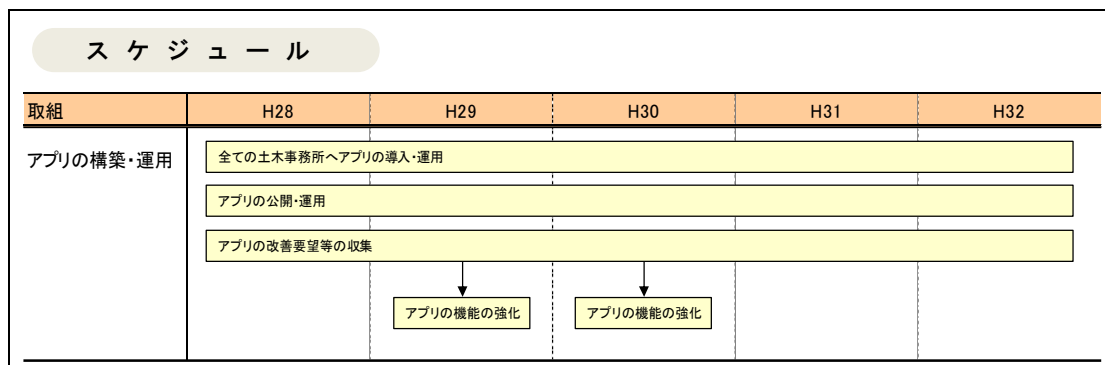
アプリ「みっけ隊」では、損傷箇所の投稿にとどまらず、自主活動も投稿できるようにする等、アプリを通じた市民協働による維持管理を促進します。

- アプリから探してほしい公共土木施設の不具合内容等を公表し、アプリ等での通報を呼び掛けるミッション機能の効果的な活用について検討します。
- アプリによる通報の促進に向けて、投稿状況等に応じたポイントの付与などのインセンティブを検討します。
- 異常気象時や自然災害発生時には、公共土木施設で損傷等が発生している箇所をお知らせします。

実現に向けたポイント

- ミッション機能の活用により、土木施設の維持管理の理解を深めると同時に継続的なアプリの利用につながるよう、発信方法を検討します。
- アプリを継続的に使用するためには、通報数に応じたポイント制の導入や景品等へのポイント交換ができれば良い、との意見あり（ワークショップにて）。
⇒重要な投稿に対してポイントを付与するなど、投稿の精度を上げるための取組を検討します。
- 公共土木施設の損傷の早期発見やアプリの普及のために、ツイッターやフェイスブック等の SNS との連携や、企業や地元団体との連携協力を検討します。
- 人が不足している団体を手伝える仕組み作りが必要、との意見あり（ワークショップにて）。
⇒市民活動の活性化の支援として、市民活動の参加者募集をアプリ上で行える機能を検討します。





取組2 損傷箇所における調査過程や対応状況の可視化の促進

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

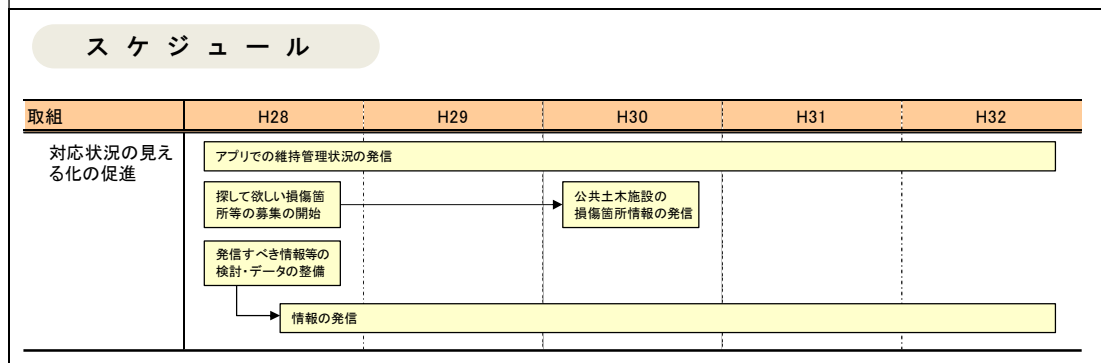
アプリで通報された公共土木施設への対応状況を、アプリ上でリアルタイムに発信します（受付済み、調査済み、対応済みなどの状況報告）。

公共土木施設の維持修繕状況の発信だけではなく、市民活動の実施結果やアプリの利用状況をホームページ上やアプリ上で発信するなど、維持管理に係る情報の見える化に取り組みます。



実現に向けたポイント

- ・ 市民にできることの見える化や市民活動の参考となる事例（実際に行われた好事例）の公開、通報した結果の進捗状況等の報告など、情報公開の充実に対する意見あり（ワークショップにて）。
⇒市民活動の活性化・土木の啓発に向けて、行政だけで情報を閉鎖しないように多種多様な情報を提供できるように検討します。また、優良な投稿についても共有できるよう、その方法について検討します。



取組3 公共土木施設のパトロールの協働実施（アプリを活用しながら）

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

※施策 6 参照

□施策2： 維持管理に係る情報発信内容（コンテンツ）の強化

市民活動への参加や実施が容易に行えるよう、情報発信の内容について見直しを行い、市民の方の役に立つような情報提供を行います。

取組4 土木遺産やまちの土木施設を知る機会の創出

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

公共土木施設の役割や維持管理について理解を深めていただくことを主な目的として、本市の土木遺産やまちの土木施設を、ホームページや市民しんぶんなどを活用して広報します。

また、市民の皆様により具体的に維持管理を理解していただけるよう、アスファルト舗装や側溝等の補修に係る費用や、維持管理の予算を示しながら、土木施設が市民の皆様の大切な財産であることを実感することで、市民活動等に参加するきっかけづくりを行います。

実現に向けたポイント

- 土木遺産（遺構）めぐりツアー等、「知る」、「見る」、「感じる」イベントに、土木施設の維持管理やパトロールの要素を踏まえた取組を検討します。

スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
土木遺産やまちの土木施設を知る機会の創出	情報提供する対象等の検討	土木遺産やまちの土木施設等についての情報発信 検証・改善			

□施策3： 情報発信方法の強化

市民に土木や維持管理を身近に感じてもらえるように、建設局のイメージキャラクターを活用することに加え、情報発信の方法について見直しを行い、市民の方が入手しやすい情報提供を行います。

取組5 アプリを活用した“土木”や“維持管理”に係る情報発信等の実施

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

アプリのシステムを活用し、維持管理に関する情報や土木事務所が開催・参加するイベントの情報を発信します。また、アプリを活用して、行政と市民が協働して実施する活動（パトロールや美化清掃活動等）の場所・日時を、アプリ利用者へ発信し参加者を募ります。

また、フェイスブックやツイッター等の効果的な媒体の活用も視野に入れ、積極的な情報発信を行います。

スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
アプリを活用した情報発信・啓発活動の実施	アプリ上での情報発信の検討	アプリ上での情報発信	検証・改善		

取組6 新聞等の媒体・公共施設等を活用した情報発信の充実

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

これまでの京都市ホームページを中心とした情報発信から、今後は、市民しんぶんや京都市広報板等での情報発信方法を検討していきます。また、区役所や地下鉄構内等、市民の方が多く集まる場所での情報発信方法も検討していきます。

京都市のソーシャルメディアの一つとして、維持管理や市民協働に関する情報を直接発信できるように、ツイッターやフェイスブック等のSNSを活用した情報発信を行います。

スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
公的な媒体・施設等を活用した情報発信の充実	公的な媒体での情報発信の検討	公的な媒体での情報発信の実施	検証・改善		
	公的な施設を活用した情報発信の検討	公的な施設を活用した情報発信の実施	検証・改善		
	SNSを活用した情報発信	検証・改善			

□施策4： 土木事務所等の啓発活動の実施

自主活動の啓発活動，土木分野の啓発活動を目的として，市民が集まるイベントなどへ参加します。

取組7 市民が集まるイベントへの参画など

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

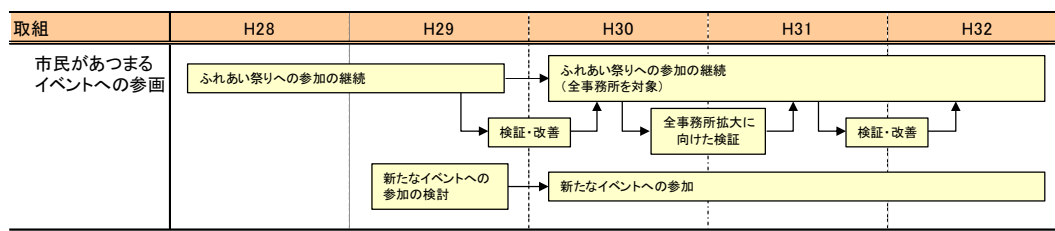
市民が集まる場へ積極的に参加し，土木事務所等が管理する施設の役割や機能，それらの補修業務等，土木のPRを進め，市民の維持管理に対する理解を深めていただくことに努めます。

また，市民に理解を深めていただくことで，自主活動への積極的な参加につなげていただくことを目標とします。

実現に向けたポイント

- ・ 各区で開催しているふれあいまつりでは，土木事務所の啓発活動の一環として，パネル等の出展を行っています，この活動を継続するとともに，他のイベントへの参画も検討します。
- ・ イベントで，よりPR効果を上げるため，建設局キャラクターの活用について検討します。

スケジュール



□施策5： 維持管理に関する講習会や意見（情報）交換の実施

維持管理に関する講習会や意見交換・情報交換を実施することで、市民等に、土木や維持管理の分野を身近に感じていただくとともに、市民と職員が名前呼び合える関係を築き、市民協働への参加を促す活動を行います。

取組8 維持管理作業に関する説明会の開催

誰でも	学び	活動
つながり	伝える	

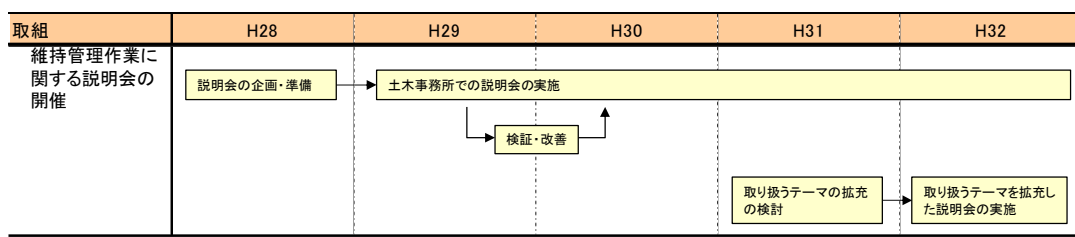
概要

地域住民等を対象に、維持管理に対する説明会や工事現場見学会を開催することで、維持管理に親しんでもらい、維持管理への理解の促進から自主的な市民活動の実施につなげます。

実現に向けたポイント

- ・ 地域のインフラは市民の手によって維持していくという意識を醸成し、官民連携による効果的な維持管理が実現するような説明会を検討します。
- ・ 座学タイプの説明会ではなく、アプリの使い方の体験会など、市民協働の実施方法を直接学べるような、体験も含めた説明会を検討します。

スケジュール



取組9 出前講座・市政出前トークの実施

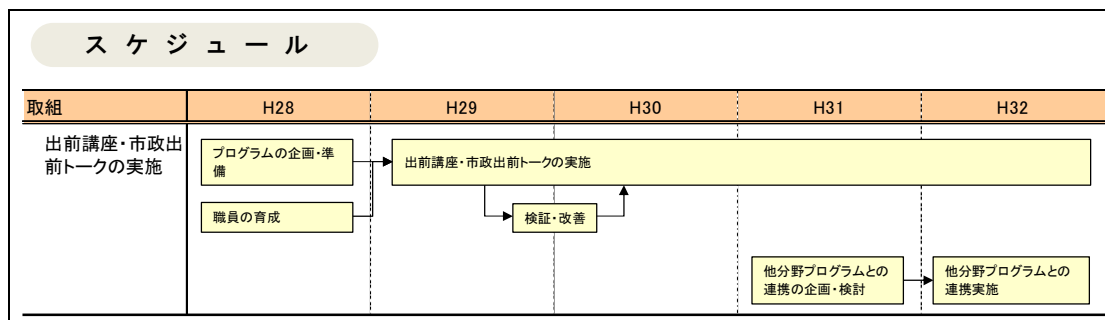
誰でも	学び	活動
つながり	伝える	

概要

市民の方や学生に対して、職員が出向いて説明等を行う出前講座・市政出前トークについて、公共土木施設の維持管理に関するテーマを追加し、実施します。

実現に向けたポイント

- ・ 小学校や中学校の総合教育等を対象に、公共土木施設の維持管理に関する学びの場を提供します。特に、実際に現場での作業（補修作業等）を見て・体験いただき、維持管理業務を身近に感じてもらうことを検討します。
- ・ 防災やまちづくりとセットで行うことで、インフラや土木に関する総合的な学習につながるようなテーマを検討します。
- ・ 出前講座や市政出前トークが実行できる職員育成を検討します。



取組10 意見交換や情報交換ができる場の構築

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

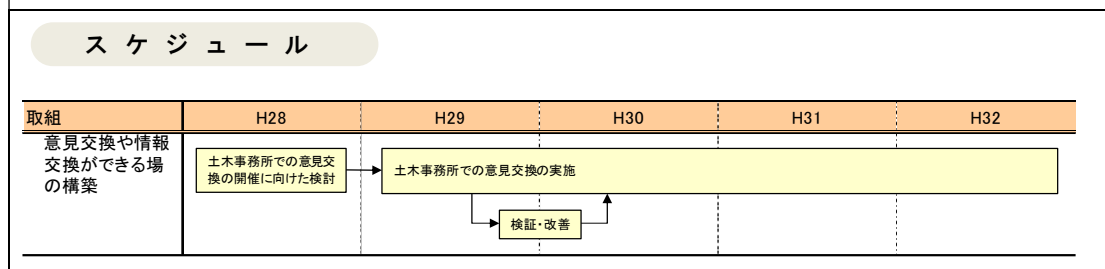
概 要

公共土木施設の維持管理や市民活動、アプリ、土木全般について、行政と市民が意見交換や情報交換できる場を構築します。

意見交換等は、直接話しができる場（事務所でひらく市民の会（仮称））とアプリ上で意見交換ができる場を検討します。

実現に向けたポイント

- ・ 意見交換の場では、市民との信頼関係の構築や本市職員の意識向上を図ります。
- ・ 市民の維持管理等に対するニーズを日々モニタリングできるよう、定期的に意見交換できる場となるよう検討します。
- ・ アプリ上における意見交換は、本市の維持管理のやり方や市民活動に関する問合せ、公共土木施設の維持管理へ参加しやすくなるための意見などを募集する場として検討します。また、アプリ利用者同士の情報交換の場も検討します。



□施策6： 市民協働によるパトロールの実施

市民の安全・安心・快適な道路や公園，河川等の環境を維持するために，公共土木施設のパトロールを市民と協働して実施することで，維持管理業務を身近に感じてもらうとともに，施設のパトロールのきめの細かい・効率的な実施を目指します。

取組3 公共土木施設のパトロールの協働実施（アプリを活用しながら）

誰でも	学び	活動
つながり	伝える	

概 要

公共土木施設の点検を目的としたパトロール作業について，市民との協働実施を行います。市民によるパトロールで損傷等を発見した場合は，アプリ「みつけ隊」を活用して通報してもらいます。

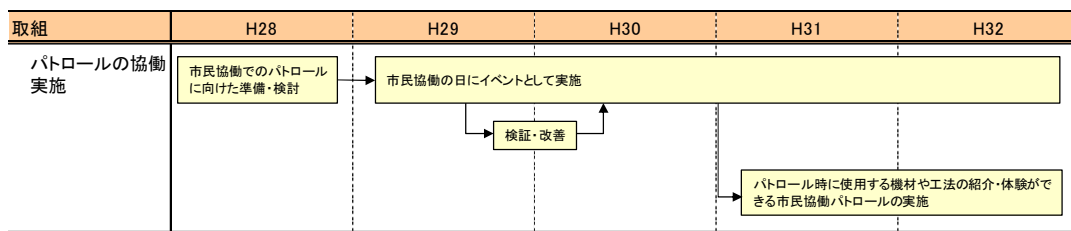
- ・ はじめは，協働実施イベント日（市民協働の日）を設定する等，地域単位やまちぐるみでの開催を目指します。
- ・ 小・中学校等の授業と連携したアプリの説明会を実施します。
- ・ パトロールの際に使用する機材や補修の方法についても紹介・体験できるようにして，維持管理分野の理解を深めていただくことを目指します。

実現に向けたポイント

- ・ 防犯などでは市民等により地域のパトロール活動が進められていることを参考にし，まずは企業や地元団体との協働実施を検討します。
- ・ 市民協働の実現に向けては，まずは行政と市民が一緒となってイベント的に実施しては，という意見あり（ワークショップにて）。

⇒市民協働を一斉に行う日を設定し，体験イベントのプログラムの一つとして市民協働パトロールの実行を検討します。

ス ケ ジ ュ ール



□施策7： 既存団体等との連携

地縁組織，市民活動組織，企業や事業者など，各方面の既存団体において，公共土木施設の維持管理に係る活動への参加や，自主的な取組を進めていただけるよう，活動への参加や継続等に対する御意見を収集するとともに，連携して実施できるように本市側の体制等の強化を目指します。

取組11 市民・企業・事業者などの既存団体と連携した公共土木施設を守る取組の実施

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

市民・企業・事業者等との連携を深め，各方面の地元団体が日常的に行っている活動の中で，公共土木施設の損傷などについて連絡・報告を行いやすい仕組み作りや，これら維持管理業務に係る活動が継続しやすいような環境作りを行います。

実現に向けたポイント

- ・ 連携可能な範囲や連絡・報告方法など，現在の活動との連携の可能性に向けた意見を収集し，実現可能な範囲を検討。

スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
既存団体と連携した道を守る取組の実施	連携の検討・意見収集	連携体制の構築			
		検証・改善			

取組12 自主活動の表彰

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

自主活動が持続的に実施できるよう，また，自主活動実施による達成感を得ることで継続的な活動実施につなげるために，市民協働の取組実績を，市民しんぶんなどの京都市が発行している公的な媒体で発表・表彰します。

実現に向けたポイント

- ・ 自主活動の継続的な実施に向けては，小さくてもメリットが感じられたり，周りから「ありがとう」を伝える仕組みが必要，との意見あり（ワークショップにて）。⇒持続的な自主活動の実現に向けて，モチベーションが高まるような新たなインセンティブ（表彰以外）を検討します。

スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
自主活動の表彰		表彰方法の検討	自主活動の表彰の実施		
			検証・改善		

□施策8： 自主的な活動を進めるための物的支援の充実

除草や清掃活動等の自主的な活動が円滑に実施できるよう、また継続して実施できるよう、行政が保有するほうき等の用具や補修材料等の貸出しを行います。

取組13 ボランティア袋配布の継続																	
				誰でも つながり	学び 伝える												
概要 自主活動の中で、美化清掃活動を行う場合に必須となるゴミ等回収袋については、引き続き、ボランティア袋として自主活動を行う方に無料配布します。																	
スケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア袋配布の継続</td><td colspan="5">ボランティア袋配布の継続実施</td></tr> </tbody> </table>						取組	H28	H29	H30	H31	H32	ボランティア袋配布の継続	ボランティア袋配布の継続実施				
取組	H28	H29	H30	H31	H32												
ボランティア袋配布の継続	ボランティア袋配布の継続実施																

取組14 用具、補修材料の貸出し等の継続・充実																						
				誰でも つながり	学び 伝える																	
概要 土木事務所が保有しているほうき等の用具や補修材料等について、自主活動を行う方からの申請があった場合の貸出しを、引き続き実施します。また、貸し出すことができる備品の種類について、拡大することを検討します。 実現に向けたポイント 自主活動をしようにも道具がない、道具の貸出制度があれば、京都市公認の作業ジャケットなどがあれば不審者とも思われにくいし自主活動の啓発にもなる、との意見あり（ワークショップにて）。 ⇒土木事務所が保有している用具や補修材料等について、貸出しできる対象範囲の拡大を検討するとともに、取扱いに注意が必要な備品等については、操作説明会等の開催を検討します。																						
スケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用具、補修材料の貸出し等の継続・充実</td><td>貸出方法等の検討</td><td>用具、補修材料の貸出体制の構築、貸出の実施 (一部の用具、補修材料を対象にして)</td><td>用具、補修材料の貸出体制の構築、貸出の実施 (対象用具、補修材料の拡充)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>貸出可能な用具、補修材料の選定</td><td></td><td>対象用具、補修材料の拡充に向けた検証</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						取組	H28	H29	H30	H31	H32	用具、補修材料の貸出し等の継続・充実	貸出方法等の検討	用具、補修材料の貸出体制の構築、貸出の実施 (一部の用具、補修材料を対象にして)	用具、補修材料の貸出体制の構築、貸出の実施 (対象用具、補修材料の拡充)			貸出可能な用具、補修材料の選定		対象用具、補修材料の拡充に向けた検証		
取組	H28	H29	H30	H31	H32																	
用具、補修材料の貸出し等の継続・充実	貸出方法等の検討	用具、補修材料の貸出体制の構築、貸出の実施 (一部の用具、補修材料を対象にして)	用具、補修材料の貸出体制の構築、貸出の実施 (対象用具、補修材料の拡充)																			
	貸出可能な用具、補修材料の選定		対象用具、補修材料の拡充に向けた検証																			

□施策9： 自主的な活動を進めるための人的支援の充実

自主活動が円滑に実施できるよう、また継続して実施できるよう、行政職員による支援等を行います。

取組15 自主活動に係るゴミ等の回収の継続

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

自主活動時に集められたゴミ等については、管轄の土木事務所が収集・処分する体制を継続・強化します。

スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
ゴミ等の回収の継続	ゴミ等の回収の継続				

取組16 自主活動への職員派遣（現場への派遣、技術的支援）

誰でも 学び 活動
つながり 伝える

概要

公共土木施設の美化清掃活動など自主活動を行うに当たって、職員を現場へ派遣し協働で活動を行ったり、技術的な支援を行ったりなど、自主活動の支援のための職員派遣を行います。

- ・ 自主活動当日において、公的備品の操作等が分からない場合は、現地に職員を派遣し、技術的支援を行います。

実現に向けたポイント

- ・ 自分たちで本当にやってよいのかといった悩みや、活動を支援するアドバイザー的な役割の人がいれば、との意見あり（ワークショップにて）。
⇒維持管理に関する自主活動が継続的に自立した活動となるまで、行政としてどのような人的支援（アドバイザー等の役割）を行うべきかを検討します。
⇒特に、市民活動団体設立時から支援できる仕組みを検討します。

スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
自主活動への職員派遣	支援方法や内容、派遣方法の検討	自主活動への職員の派遣の実施			
	職員派遣へのニーズ等の収集				

5. 主な実施スケジュール

平成 32 年度までの 5 年間で、掲げた 16 の重点的取組を段階的に実施し、市民に“土木”や“維持管理”を身近に感じてもらいながら、5 年後に目指すイメージの実現に向けた取組を着実に進めます。

